# 一般社団法人国際コーチ連盟日本支部　令和元年度臨時総会　議事録

令和二年１月 20 日午後６時より、文京区区民センター2-B 会議室において臨時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数　　１０２名
総社員の議決権の数　　１０２個
出席社員数（委任状による者を含む）　74 名
この議決権の総数　　74 個

出席理事
紫藤由美子（議長）
荒木まさえ（議事録署名人）
徳永正一　（司会進行役、議事録署名人）

議長　　代表理事　紫藤由美子
議事録作成者　　事務局　　原口佳典

上記のとおり定足数に足る社員の出席があったので、議長は定刻に開会を宣し、下記のとおり議事に入った。

第１号議案　団体名変更の件
国際コーチ連盟本部（以下、ICF 本部）より、2019 年 11 月 20 日に会員向けメールにて、その名称を 2020 年１月より、the International Coach Federation より、the International Coaching Federation と変更するとの通達があった。これを受けて、国際コーチ連盟日本支部も団体名の変更を行う必要があり、定款及び各種規定における名称を、別紙の通り、「一般社団法人国際コーチ連盟日本支部」より「一般社団法人国際コーチング連盟日本支部」に変更する。当法人の定款および各種規定を別紙のとおり変更をする旨を説明し、改正後の案につきその承認を求めたところ、満場異議なく、これを承認可決した。

以上をもって本総会における報告及び全議案の審議を終了したので、議長は午後６時１０分閉会を宣した。上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議長及び出席した理事が次に記名押印する。

令和二年１月２０日

一般社団法人国際コーチ連盟日本支部　令和元年度　臨時総会　議事録
議長　理事　紫藤（浅倉）由美子　　印
司会者兼議事録署名人　理事　徳永正一　　印
議事録署名人　理事　荒木まさえ（雅恵）　　印
議事録作成 事務局　原口　佳典　　印

別紙

国際コーチ連盟本部（以下、ICF 本部）より、2019 年 11 月 20 日に会員向けメールにて、その名称を 2020 年 1 月より、the International Coach Federation より、the International Coaching Federation と変更するとの通達があった。
これを受けて、国際コーチ連盟日本支部も団体名の変更を行う必要があり、定款及び各種規定における名称を、別紙の通り、「一般社団法人国際コーチ連盟日本支部」より「一般社団法人国際コーチング連盟日本支部」に変更する。
なお、ウェブサイト・資料等への変更の反映は、ICF 本部での名称変更反映確認後とする。

1) 定款における変更箇所
第１章 総則

変更前
第１条 この法人は、一般社団法人国際コーチ連盟日本支部と称する。

変更後
第１条　この法人は、一般社団法人国際コーチング連盟日本支部と称する。

変更前
第３条　この法人は、コーチング業界全体の成長に寄与する様々な活動をグローバルに行っている国際コーチ連盟（International Coach Federation、以下「ICF」という。）の日本支部として、日本を拠点として活動するコーチに対し、ICF が発信する情報を日本語で提供し、よりグローバルなレベルでのコーチングが行える土壌を作ると共に、日本社会におけるコーチングの認知度、貢献度の向上をはかり、組織・社会の発展に寄与することを目的とする。

変更後
第３条　この法人は、コーチング業界全体の成長に寄与する様々な活動をグローバルに行っている国際コーチング連盟（International Coaching Federation、以下「ICF」という。）の日本支部として、日本を拠点として活動するコーチに対し、ICF が発信する情報を日本語で提供し、よりグローバルなレベルでのコーチングが行える土壌を作ると共に、日本社会におけるコーチングの認知度、貢献度の向上をはかり、組織・社会の発展に寄与することを目的とする。

変更前
第５条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　国際コーチ連盟の会員である個人

(2) アソシエイツ　国際コーチ連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者

変更後
第５条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　国際コーチング連盟の会員である個人
(2) アソシエイツ　国際コーチング連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者

２）各種規定についての変更

変更前
一般社団法人国際コーチ連盟日本支部　会員及びアソシエイツ及びパートナー規約

第１条（会員及びアソシエイツ及びパートナー規約の範囲）
本規約は、一般社団法人国際コーチ連盟日本支部（以下 ICF ジャパンとする）の定款の定める会員及びパートナーとなった法人、団体または個人に適用されます。
第２条（会員及びアソシエイツ及びパートナー）
ICF ジャパンの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、ICF ジャパンの会員制度への入会を申し込み、ICF ジャパン理事会が承認した会員規約の条件を満たしている法人・団体または個人を会員またはパートナーといたします。
会員とは、当協会の正会員を、パートナーとは、アソシエイツ、法人パートナーをいいます。
□ 正会員：正会員国際コーチ連盟の会員である個人
□ アソシエイツ：国際コーチ連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者
□ 法人パートナー：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
第６条（会員種別の切り替え）
□ アソシエイツが入会後に国際コーチ連盟本部（以下、アメリカ ICF 本部とする）の会員として登録した場合は、所定の書式にて ICF ジャパンにその旨を報告することにより、次の会員更新時に正会員に会員種別を変更するものとします。

変更後
一般社団法人国際コーチング連盟日本支部　会員及びアソシエイツ及びパートナー規約

第１条（会員及びアソシエイツ及びパートナー規約の範囲）
本規約は、一般社団法人国際コーチング連盟日本支部（以下 ICF ジャパンとする）の定款の定める会員及びパートナーとなった法人、団体または個人に適用されます。

第2条（会員及びアソシエイツ及びパートナー）
ICF ジャパンの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、ICF ジャパンの会員制度への入会を申し込み、ICF ジャパン理事会が承認した会員規約の条件を満たしている法人・団体または個人を会員またはパートナーといたします。
会員とは、当協会の正会員を、パートナーとは、アソシエイツ、法人パートナーをいいます。
□ 正会員：正会員国際コーチング連盟の会員である個人
□ アソシエイツ：国際コーチング連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者
□ 法人パートナー：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
第6条（会員種別の切り替え）
□ アソシエイツが入会後に国際コーチング連盟本部（以下、アメリカ ICF 本部とする）の会員として登録した場合は、所定の書式にて ICF ジャパンにその旨を報告することにより、次の会員更新時に正会員に会員種別を変更するものとします。

変更前
一般社団法人国際コーチ連盟日本支部事務局組織運営規則
(総則)第1条この規則は、定款第60条第3項の定めに基づき、非営利型一般社団法人国際コーチ連盟日本支部(以下「当団体」という)の事務局組織及び運営に関する事項について定める。

変更後
一般社団法人国際コーチング連盟日本支部事務局組織運営規則
(総則)第1条この規則は、定款第60条第3項の定めに基づき、非営利型一般社団法人国際コーチング連盟日本支部(以下「当団体」という)の事務局組織及び運営に関する事項について定める。

以上